

3地域における健康リスク調査について

資料2-2

	兵庫県尼崎市	大阪府泉南地域	佐賀県鳥栖市
調査対象者	以下の条件を満たす者を対象者とする。 ① 現在、尼崎市に住んでいる者 ② 昭和30年～50年に尼崎市に居住していた者 ③ 本調査の主旨を理解し、調査協力に同意する者	以下の条件を満たす者を対象者とする。 ① 現在、大阪府内に住んでいる40歳以上の者 ② 平成2年までに泉南地域(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)に居住していた者 ③ 本調査の主旨を理解し、調査協力に同意する者	以下の条件を満たす者を対象者とする。 ① 現在、鳥栖市に住んでいる者 ② 昭和33年～61年に鳥栖市に居住していた者 ③ 本調査の主旨を理解し、調査協力に同意する者
	上記に加え、各自治体による事情を考慮し、次の者を対象者に加えるものとする。 ・平成17年度から市で実施しているアスベスト検診受診者 ・他医療機関でアスベスト検診を受診した者 ・その他、尼崎市で石綿ばく露の可能性があった者		
調査対象人数 (H18年度)	約700名	約400名	約300名
調査内容	1 1次検査(尼崎市保健所において実施) ・問診 ・調査の同意 ・胸部X線検査 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部CT検査 ・病理組織検査(中皮腫・肺がんが疑われる場合) ・石綿繊維・小体の測定(肺がんが疑われる場合) 3 経過観察 ・【医学的所見の振り分けの考え方】で②の者 → 年1回、指定医療機関において胸部X線検査等を実施 ・【医学的所見の振り分けの考え方】で④の者 → 年1回、尼崎市保健所において胸部X線検査を実施	1 確認(府及び各市町の保健所において実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(府保健所等において検診車を利用し実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査 ・病理組織検査(中皮腫・肺がんが疑われる場合) ・石綿繊維・小体の測定(肺がんが疑われる場合) 3 経過観察 ・【医学的所見の振り分けの考え方】で②又は④の者 → 年1回、府保健所等において検診車による胸部X線検査を実施	1 確認(鳥栖市保健センターにおいて実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査 ・病理組織検査(中皮腫・肺がんが疑われる場合) ・石綿繊維・小体の測定(肺がんが疑われる場合) 3 経過観察 ・【医学的所見の振り分けの考え方】で②又は④の者 → 年1回、指定医療機関において胸部X線検査等を実施
	【医学的所見の振り分けの考え方】 ① 石綿健康被害救済法の対象疾病となった者 → 調査終了 ② 石綿ばく露の所見が見られ、医療の必要がない者 → 経過観察 ③ 石綿ばく露の所見が見られ、医療の必要がある者 → 調査終了 ④ 石綿ばく露の所見が見られず、医療の必要がない者 → 経過観察 ⑤ 石綿ばく露の所見が見られず、他の疾病により医療の必要がある者 → 調査終了 ※③及び⑤の調査終了者については、治療終了後に経過観察者に含めることは妨げない。		
調査実施時期	8月1日～	11月以降	10月2日～